

児童クラブ活動支援員(サポーター) 認定審査基準

1. 審査方法

- (1) 「児童クラブ指導員養成講習会」の基本コース①～③の全てを受講して、「児童クラブ活動支援員(サポーター)」の認定を希望する者に対し、以下の認定基準を基に、別項に定める「認定審査会」で、認定の可否を決める。
- (2) 認定の取消し、停止、および認定の回復については、別に定める「児童クラブ認定指導員制度運用指針」を基に、別項に定める「認定審査会」で決める。

2. 認定基準

- (1) 1単位30分として、認定に必要な、15単位以上を履修すること。
- (2) 児童の活動を支援するに必要な体力・気力と、安全確保に必要な判断力と技量を備えていること。
- (3) 人格見識が良好でボランティア活動に理解があり、社会貢献に意欲があること。
- (4) 主催者や支援依頼者の活動の目的を理解して、団体活動などその事業目的の範囲内で行動できること。
- (5) 子ども達を取り巻く社会情勢の変化や、子ども達の健全育成に関し、常に研鑽を心掛けること。
- (6) 所属する市町村児童クラブ組織が開催する「会議」、「事業(イベント)」、または「研修会」等のいずれかに、必ず1箇年度に1回以上参加し、その年度の活動について共通理解を図ること。

3. 認定審査会について

- (1) 認定審査会の構成および運営は次のとおりとする。
 - ① 認定審査会の構成員は、(一社) 県児ク連の会長、担当副会長、支援育成委員長、各講習会の主任講師、事業運営委員長、および事務局長とする。
 - ② 認定審査会は、(一社) 県児ク連会長が招集して開催する。
 - ③ 認定審査会の司会は、(一社) 県児ク連支援育成委員長とする。
- (2) 認定審査及び本会に関する事項の改定については、構成員の3分の2以上の同意によって決める。

児童クラブ指導員 認定審査基準

1. 審査方法

- (1) 「児童クラブ指導員養成講習会」を受講して、「児童クラブ指導員」の認定を希望する者に対し、以下の認定基準を基に、別項に定める「認定審査会」で、認定の可否を決める。
- (2) 認定の取消し、停止、および認定の回復については、別に定める「児童クラブ認定指導員制度運用指針」を基に、別項に定める「認定審査会」で決める。

2. 認定基準

- (1) 1単位30分として、実習を含む認定に必要な、70単位以上を履修すること。
- (2) 一般社団法人富山県児童クラブ連合会（以下、「(一社) 県児ク連」という）が提示したテーマについて、400字程度のレポートを提出すること。
- (3) 児童の活動を支援するに必要な体力・気力と、安全確保に必要な判断力と技量を備えていること。
- (4) 人格見識が良好でボランティア活動に理解があり、社会貢献に意欲があること。
- (5) 主催者や支援依頼者の活動の目的を理解して、団体活動などその事業目的の範囲内で行動できること。
- (6) 子ども達を取り巻く社会情勢の変化や、子ども達の健全育成に関し、常に研鑽を心掛けると共に、(一社) 県児ク連が毎年開催する「指導員研鑽会」や「支援指導員部会」、もしくは「コアリーダースタディ」などのいずれかに、必ず1箇年度に1回以上参加し、その年度の活動について共通理解を図ること。

3. 認定審査会について

- (1) 認定審査会の構成および運営は次のとおりとする。
 - ① 認定審査会の構成員は、(一社) 県児ク連の会長、担当副会長、支援育成委員長、各講習会の主任講師、事業運営委員長、および事務局長とする。
 - ② 認定審査会は、(一社) 県児ク連会長が招集して開催する。
 - ③ 認定審査会の司会は、(一社) 県児ク連支援育成委員長とする。
- (2) 認定審査及び本会に関する事項の改定については、構成員の3分の2以上の同意によって決める。